

高浜再稼働 認めず

表題は朝日新聞 4 月 15 日 1 面の見出しである。リードから。関西電力高浜原発 3、4 号機（福井県高浜町）の再稼働をめぐり、福井地裁の樋口英明裁判長は 14 日、住民らの訴えを認め、運転を禁じる仮処分決定を出した。原発再稼働の可否を決める新規制基準は「緩やかにすぎ、合理性を欠く」と指摘し、新基準を満たしても安全性は確保されないと判断。政府の原発政策に根本から見直しを迫る内容となった。

写真は 14 日午後、福井地裁前で喜ぶ住民らである。「司法はやっぱり生きていた！！」が印象的だ。樋口裁判長は昨年 5 月、関西電力大飯原発 3、4 号機の運転差し止めを命じる判決を言い渡している。再稼働は人格権を侵害するとし、新基準について福島原発事故に実際に生じた事実を基礎に置くと言及し、関電側の主張は「深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しにすぎない」と切り捨てた。



社説でも「司法の警告に耳を傾けよ」と主張する。毎日「司法が発した重い警告」、中日「国民を守る司法判断だ」の一方で、読売「規制基準否定した不合理判断」、産経「迅速に決定を覆すべきだ」と、差し止めを疑問視する。原発についても新聞の二極化は明確だ。それと森嶋昭夫名大名誉教授が「法律家としてではなく、一市民としての個人的な感情に振れ過ぎているのではないか」（日本経済新聞 15 日）というコメントを寄せている。地元の環境団体などで、森嶋氏をかなり前から知っている。残念な思いで、コメントを読んだ。

写真下は「新規制基準にもとづく審査状況」である。22 日には、九州電力川内原発 1、2 号機の再稼働禁止をめぐる仮処分申し立てについて、鹿児島地裁が決定を出す。安倍政権が強引に進める原発再稼働の行方に注目が集まる。



(2015 年 4 月 18 日)